

## 令和6年6月定例会会議録

令和6年豊郷町議会6月定例会は、令和6年6月5日豊郷町役場内に招集された。

### 1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

### 2、当日の欠席議員は次のとおり

5 番	辻 本 勇
-----	-------

### 3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総務課長兼企画振興課長	清 水 純一郎
税 務 課 長	山 田 篤 史
保 健 福 祉 課 長	辰 見 栄 子
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	森 ちあき
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝
上 下 水 道 課 長	中 山 圭 史



議第 4 6 号 令和 6 年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第 1 号）  
発議第 3 号 豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案  
一般質問

村岸議長 定刻より少し早いですが、これより令和6年6月第2回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、第2回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時56分)

最初に、留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切り替えていただきますようよろしくお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を慎んでくださるようお願いいたします。なお、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、本田清春君、6番、中島政幸君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月21日までの17日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から21日までの17日間と決しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法第235条の2、第3項の規定により、令和6年1月から3月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますから、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の第1項の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文書のとおりあらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

次に、議長公務、一部事務組合議会報告を行います。

議長公務として報告事項ならびに一般事務組合議会の結果報告が提出されています。お手元に配付しているとおりですので、ご了承ください。

続いて、委員会報告を行います。

鈴木議会広報常任委員会委員長、報告を願います。

鈴木議会広報

常任委員長 議長。

村岸議長 鈴木君。

鈴木議会広報

常任委員長 皆さん、おはようございます。それでは、議会広報常任委員会報告を行います。

議会広報常任委員会は、豊郷議会だより第92号の発行に向けて、3月29日、4月9日、4月30日、5月13日、5月30日の計5回、委員会を開きました。今号では、委員会審議の中で一般質問のうち、個人や地区が特定される表現は修正した方がいいのではないかなどの意見が出され、3人の方に委員会より原稿や写真の修正をお願いいたしました。結果、修正された方と原文のままという方になり、このような状況を踏まえ、委員会では最終的に第92号では、一般質問は項目のみの掲載にするということになりました。

以上で、議会広報常任委員会報告を終わります。

村岸議長 ご苦労さまでした。これで、諸般の報告を終わります。

日程第4、議第29号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町税条例の一部を改正する条例）から日程第12、議第37号専決処分につき承認を求めることについて（令和6年度豊郷町一般会計補正予算（第1号））までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。本日、令和6年第2回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。また、皆さん方には平素より、本町の行政運営に対しまして格別のご高配を賜っておりますこと、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、本議会には承認案件9件、報告3件、令和6年度豊郷町一般会計各特別会計及び各事業会計の補正予算6件の計18件の議案を提案させていただいております。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議第29号から議第37号までの専決処分につき承認を求めることについて、一括してご説明申し上げます。

まず、議第29号は、豊郷町税条例の一部を改正する条例で、今回の改正は令和6年3月30日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律が4

月 1 日から施行されることに伴い、豊郷町税条例の一部を改正したものです。主な改正内容といたしましては、住民税の定額減税に伴う所要の改正でございます。

次に、議第 30 号は、豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、今回の改正は令和 6 年 3 月 30 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律が 4 月 1 日から施行されることに伴い、豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正したものです。主な改正内容といたしましては、第 2 条では、基礎課税額に係る課税限度額の引上げに伴う所要の改正、第 23 条では減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しに伴う所要の改正であります。

次に、議第 31 号豊郷町監査委員に関する条例の一部改正から、議第 33 号豊郷町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、いずれも地方自治法が改正されたことに伴い、条ずれが生じたので、所要の改正をしたものであります。

次に、議第 34 号豊郷町水道事業給水条例の一部改正及び議第 35 号豊郷町布設工事監督者の配置基準及び資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正については、いずれも水道法等が改正され、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたもので、所要の改正をしたものであります。

以上については、3 月 31 日付で専決処分を行いました。

次に、議第 36 号は、令和 5 年度豊郷町一般会計補正予算（第 10 号）です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,000 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 58 億 8,366 万 5,000 円とするもので、歳入では地方譲与税 209 万 2,000 円、株式等譲渡所得割交付金 195 万 6,000 円、法人事業税交付金 755 万 7,000 円、環境性能割交付金 50 万 8,000 円、地方特例交付金 9,000 円、地方交付税 7,811 万 2,000 円、寄附金 1,000 万円を追加し、利子割交付金 15 万 4,000 円、配当割交付金 3 万円、繰入金 9,005 万円を減額するものです。次に、歳出では総務費に 1,000 万円を追加するものであります。主な内容といたしましては、歳入歳出ともに実績により年度末に額が確定したことから、3 月 29 日付で専決処分を行ったものです。

次に、議第 37 号は、令和 6 年度豊郷町一般会計補正予算（第 1 号）で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,630 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 52 億 9,830 万 3,000 円とするものです。

歳入では、国庫支出金 5,609 万 9,000 円、繰入金 20 万 4,000 円を

追加し、歳出では民生費 4,514 万 4,000 円、衛生費 1,115 万 9,000 円を追加するものです。主な内容としましては、住民税均等割課税及び非課税等世帯への給付金の関連と、新型コロナワクチン予防接種健康被害の給付金関係で、早急に事業着手する必要があることから、4月1日付で専決処分を行ったものです。

以上、議第 29 号から議第 37 号まで、いずれも地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案説明といたします。

**村岸議長** ご苦労さまでした。これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。

**今村議員** はい、12 番。

**村岸議長** 12 番、今村議員。

**今村議員** それでは、まず議第 29 号専決処分で豊郷町税条例の一部を改正する条例につきまして、これは国が言っている住民税の定額減税に係る部分であります。この条例改正によりまして、豊郷町の町民税の課税世帯の方が対象になると思わんですが、扶養家族やいろいろ含まれるという話なので、対象人数、国が言うてるのは住民税では 1 人頭 1 万円と言っていますが、何人になる見込みなのか。それと、これは一括ですぐできるのか。所得税は非常に難解な事務量がありそうな雰囲気なんです。こちらの方は一括配付という形になるのかどうか、その点も説明をお願いしたいと思います。

続きまして、次は専決、議第 30 号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。これにつきましても、国の法律改正の中で、今回、条例改正も行われているわけですが、この第 2 条第 3 項ただし書中、22 万円を 24 万円に改める。後期高齢者支援金課税限度額ですね。今期、令和 6 年度、国保税が県下でも豊郷が一番の引上げという報道もありましたが、この後期高齢者支援金の課税限度額が 24 万円に引き上げられて、その人数は変わるんでしょうか。豊郷町の対象の人数について、そのことを説明してください。

それから、第 23 条第 1 項中から第 2 号中、第 3 号中ということで、これはそれぞれ減額の町の条例改正になっているわけですが、これも、豊郷は 7 割、5 割、2 割軽減世帯、そこそこいらっしゃいますけれども、こういう中でこの減税がどのくらいの国保加入者に波及されるのか。人数と世帯、どのくらいあるのか、ちょっとそれも説明をお願いしたいと思います。

続きまして、議第 36 号、この専決処分は令和 5 年度豊郷町一般会計補正予算（第 10 号）につきましても専決処分です。まず、8 ページ。これは、歳入部

分で、款10 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税の中で特別交付税が確定したのは3月の後半の方かな、3月議会に上げられなかったというのは説明を受けているんですが、これによりまして、もう確定したわけなので、この令和5年度分の地方交付税16億7,588万7,000円の内訳、普通交付税と特別交付税の金額を示していただきたいと思います。

この特別交付税が、今回、7,811万2,000円の増額補正に、この金額で言うとなるんじゃないかなと思うんですが、増額になった豊郷の特殊事情というのは何なんでしょうか。交付税ですから、最終的には色はついていないので、一般財源化して町が自由に使えると思うんですが、目的指定型も最近は出てきたような感じがするので、何かそういう国の意図がありましたら、説明をお願いしたいと思います。

続いて、9ページも款18 繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金。これは令和5年度の最終補正で、町に出していただきました令和6年度当初予算案の概要、この一般会計基金残高の状況でいきますと、令和5年度3月予定見込額ということで、財政調整基金は4億1,390万3,000円と、町の資料ではなっているんですが、取崩額がここでいきますと9,000万円。当初予算に比べたらもうちょっと行くんですね。こうなると、取崩額が減ったわけなんですけど、これは財政調整基金の性質としては単年度内の財政の調整機能を果たすための基金という形で出たり入ったりするわけですよ。今回、最終の補正で、当初の取崩しよりも少なく済むというに至った主な要因、財政課の方でどう判断しておられるのか、説明してください。

続いて、歳出の10ページです。ここで最終補正で歳入の方で財調の繰入れを減らしたり、いろんなことをしながら、歳出では地域づくり推進事業費ということで、そこに補正をかけて、豊郷小学校旧校舎管理基金積立金30万円、ふるさと応援寄附金積立金970万円を補正の中で積立金に上げて、金額が出ているんですが、積立金を使う理由は何なのか、ちょっとその理由を説明していただいて、それぞれの金額も最終、令和5年度末の積立金の金額も出てきますので、令和5年度末残高見込みも、それぞれの基金の額も教えてください。

続いて、議第37号、ここの専決処分は令和6年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）というのを4月1日付で専決でされておられます。その中で、お聞きしたいのは、5ページ、歳入のところですけども、款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金で、説明にありますけど、重点支援地方創生臨時交付金、給付金・定額一体支援4,150万円。その下は事務費が書いてあるんですが、これと6ページの歳出の部分で、18番負担金補助金及び交付金

で4,150万円の中で連動しているわけですが、ここには電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、令和5年均等割課税分、それから、その下が食料品、残りは子ども加算分、その下に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、非課税者分、その下は子ども加算分なのですが、それぞれに非課税、それから課税含めて、非課税の人には追加支援という形になるんですよね。そういう感じになるんですけど、それぞれの対象者に対する給付金の金額、また、税の関係になる人の金額、それぞれ対象人数と含めて、説明をしていただきたいと思います。

それは、6月議会が終わったら、町から対象になる方に申請のお知らせとか何かが行くんでしょうか。その辺も仕組みが、どのくらいの期間でそういうのが支給になるのかというのも、ちょっと説明をしていただいて、この問題は、ちまたでいろいろわさが飛び交っていますので、1回どういうふうに町としては、この事業をやっていこうとされているのか、説明をお願いしたい。

そして、その下の款4衛生費、項1保健衛生費の予防費で、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金ということで出ているんですが、これは全協でも説明をいただきましたが、町にはそういう健康被害の、国へのそういう被害を救済するための申請とかはほかには送っていないんでしょうか。この方はよかったですけれども、そういう相談を受けて、予防接種で健康被害を発症して、いろんな後遺症が残った方々への、町からほかの形でもそういうことを審査会の方に、町がそういう窓口になっているみたいですから、相談はなかったでしょう。その点について、説明をお願いいたします。

**税務課長** 議長。

**村岸議長** 山田税務課長。

**税務課長** 今村議員の質疑にお答えいたします。

私の方から、議第29号の税条例に関してですけども、今回の定額減税についての豊郷町での対象者はということだったと思うんですけども、3,193人が対象となっております。

定額減税をどうやって、一括でするのかという質問だったと思うんですけども、まず、給与所得の特別徴収をされている方につきましては、普通、毎年ですと特別徴収につきましては、6月から来年の5月まで12か月で徴収しているんですけども、今回は6月を徴収せずに、1年分の税額を減税して、この後、7月から来年の6月までを均等にならして徴収する方法となっております。

そして、普通徴収につきましては、要するに4期に分かれているんですけども、第1期から引き切れる部分につきましては減税していったら、引き切れない

部分につきましては、2期、3期、4期と減税額まで引き切るという形になっております。

また、年金の方の特別徴収につきましては、今年度の10月から随時減税を実施していく予定となっております。

あと議第30号の、今回の22万円から24万円に限度額を引き上げた方の対象人数ということですが、限度額までいっている方は対象者が3名おられます。あと、5割軽減の29万5,000円になった場合と2割軽減の54万5,000円に限度額が増えた場合の対象者数なんですけども、2割軽減が98世帯、そして、5割軽減が148世帯であって、今回の改正によって2割軽減が99世帯、そして、5割軽減が150世帯に今の所得の計算でいきますと、その分、増える見込みでございます。

以上です。

総務課長兼

企画振興課長

村岸議長

総務課長兼

企画振興課長

議長。

清水総務課長。

それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。私の方は、議第36号令和5年度の一般会計補正予算の方でございます。

まず、ご質疑のありました8ページの交付税の関係です。普通交付税と特別交付税、それぞれ額の内訳はということでしたので、まず、普通交付税が13億2,777万5,000円。それから、特別交付税につきましては3億4,811万2,000円でございます。両方足しまして、ここの8ページの補正後の額、16億7,588万7,000円になってきます。

それから、次9ページの財調の関係ですけれども、今ほど申し上げた特交も入ってきましたし、増えた理由というか、主な理由ということでしたので、日々、職員が税金の無駄遣いをしないようにして極力、節約した結果ではないかなと思っております。

続きまして、10ページの地域づくり推進事業費の積立、ふるさと納税の関係ですけれども、これも過去から何度かご説明させていただいておりますが、ふるさと納税につきましては、当該年度で入った分を全て基金に積み立てて、次の年度の各種事業に充てておりますので、一旦は積みますけど、次の年度に全て事業に充てているということなので、事業基金がどんどん積み上がってくるというようなことはございません。

以上です。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、私からは議第37号の6ページの給付金のご質疑に関してお答えいたします。

こちらの給付金ですけれども、上段2段の令和5年度の均等割課税世帯の世帯数でございますが、こちらの方は190世帯を見込んでおります。その次の子ども加算の方は260人を見込んでおります。3段目の令和6年度の非課税世帯、均等割世帯への給付金は80世帯を見込んでおります。一番最後の令和6年度の子ども加算の給付金に関しましては30人分を見込んでおります。上段2つの令和5年度分の給付金に関しましては、この5月17日に対象者の方に発送しております。

以上でございます。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

議第37号、6ページの新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金の関係でございますが、そのほかからの申請はございません。

以上でございます。

村岸議長 ほかに質疑ありませんか。

今村議員 再質疑。

村岸議長 再質疑、今村議員。

今村議員 議第36号の令和5年度豊郷町一般会計補正予算の方で、先ほど課長の方から説明をいただきました中で、その額とそれぞれの額も教えていただきたいというのと、豊郷の特別地方交付税が、この金額に至っているわけですけれども、それについては何か特段の使用目的とかの、国からのあの、最近、特交で裏打ちするとか何とか言うたりいろんなことがありますので、豊郷町の場合はそういう使用目的に縛りがあるのかどうかというのと、それと、豊郷の新興団地も増え、振興住民も増えてきた中で税収も上がっていますから、そういった面では、昔は本当に地方交付税依存型で、もう3割自治とかよく言われましたが、豊郷町は財政力指数を見ても4割近く、4割超えるぐらいになってきたのかな。そういう面では、今後そういう財政力も少子高齢化で高齢者が増えるというのは、それなりに全国どこでも同じですが、勤労世帯が増える、若い人たちが増えるということがやっぱり私は税収の増にもつながっていつているんじゃないかなと分析もいたしますが、今後、この地方交付税、昔とは計算方法が随分、

簡略化されてきましたが、この地方交付税で、普通交付税はもうきっちりといろんな計算式がありますけれども、この特別地方交付税について、今後、町としてはどういう使い方をしていきたいのか、そのことについて、財政担当なり、町長なり、お答えしていただきたいと思います。

次に、議第37号豊郷町一般会計補正予算（第1号）で、先ほど、保健福祉課長から説明をいただきました、この給付金の関係なんですが、これは、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金非課税等の800万円というのは、2回目の給付になるのでしょうか。去年もあったような気がするんですけど、追加という形で、何か4月1日付でこうなっているんですが、均等割課税、均等割だけ納めている方も、去年もあったんじゃないかなと思ったりもするんですが、これは2度目にあるというふうに考えていてよろしいですか、今年も。この人たちの申請は、5月17日に対象者にはそういうふうなのを配ったということですが、これは、非課税者にも同じように配っておられるのでしょうか。いつもお金が町から入ってくるという形の、そういう説明はされているのでしょうか。ちょっとその辺がちょっともう少し詳しく説明をしていただけると、疑問に思っておられる方がいらっしゃると思いますので、説明しやすいので、お願いいたします。

以上です。

総務課長兼

企画振興課長

村岸議長

総務課長兼

企画振興課長

議長。

清水総務課長。

それでは、今村議員の再質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、特別交付税の関係ですけれども、本町も財政事情が非常に厳しい状況でございますので、国の方へも陳情等も参っております。その辺の事情を酌んでいただけたのではないのかなと思っております。

また、使い道に関しては、縛り等はありません。ご承知のとおり一般財源です。特に使い道が決まって、これに使わな駄目であるというようなことはございません。

また、議員おっしゃるとおり、財政力指数0.42ということですが、裏を返せば6割は依存財源ですので、今後ともしっかりと引き締めながら、中長期を見据えて財政運営を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

保健福祉課長

議長。

村岸議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、今村議員の再質疑にお答えいたします。

最初にご質疑いただきました、3段目の800万円の給付金でございますが、こちらは、令和6年度に新たに非課税世帯、均等割のみ世帯になられた方に給付する給付金でございますので、それまでに令和5年度中に給付されていた方は対象外になります。

5月17日に送付させていただきましたのは、上段2段、令和5年度分の所得で均等割のみ課税世帯になられた世帯と、それに伴う子ども加算の分の給付金の世帯に通知を送らせていただいております。17日に送らせていただきまして、一旦、月末でそれまでに受理した分をこの6月3日に振込を第1弾でさせていただきます。それ以降にお受けいたしましたものは、随時また1か月以内に処理をさせていただきます。随時、振込処理をさせていただこうと思っております。

以上でございます。

村岸議長 再々質疑ありますか。

今村議員 結構です。

村岸議長 それでは、ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第29号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第29号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議員 （起立、全員）

村岸議長 全員起立であります。よって、議第29号は承認することに決定しました。

これより議第30号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第30号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

村岸議長 全員起立であります。よって、議第30号は承認することに決定しました。  
これより、議第31号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議第31号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町監  
査委員に関する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。  
賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

村岸議長 全員起立であります。よって、議第31号は承認することに決定しました。  
これより、議第32号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議第32号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町水  
道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。  
賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

村岸議長 全員起立であります。よって、議第32号は承認することに決定しました。  
これより、議第33号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議第33号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町下  
水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。  
賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

村岸議長 全員起立であります。よって、議第33号は承認することに決定しました。  
これより議第34号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議第34号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町水  
道事業給水条例の一部を改正する条例）を採決いたします。  
賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

村岸議長 全員起立であります。よって、議第34号は承認することに決定しました。  
これより、議第35号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第35号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

村岸議長 全員起立であります。よって、議第35号は承認することに決定しました。

これより議第36号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第36号専決処分につき承認を求めることについて（令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第10号））を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

村岸議長 全員起立であります。よって、議第36号は承認することに決定しました。

これより、議第37号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第37号専決処分につき承認を求めることについて（令和6年度豊郷町一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

村岸議長 全員起立であります。よって、議第37号は承認することに決定しました。

日程第13、議第38号令和5年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第15、議第40号令和5年度豊郷町下水道事業会計繰越計算書についてまでを一括議題といたします。

町長より報告を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 それでは、議第38号から議第40号までの繰越計算書について一括してご説明申し上げます。

まず、議第38号については、一般会計の繰越明許費繰越計算書で、地方自治法第213条第1項の規定により、令和5年度豊郷町一般会計のうち、繰越

計算書に記載の総務管理費 106万7,000円から、保健体育費 1,463万6,000円まで、総額 7,031万4,000円を令和6年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告いたします。

次に、議第39号令和5年度豊郷町水道事業会計繰越計算書及び議第40号令和5年度豊郷町下水道事業会計繰越計算書については、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、水道事業会計及び下水道事業会計の建設改良費を別記第8号のとおり繰り越しました。

内容につきましては、議第39号水道事業会計では半導体部品の入荷が遅れていることにより、水道施設機器更新工事及び北部浄水場新設井戸試掘調査業務等を繰り越し、議第40号下水道事業会計では、県が施工している安食西バイパス工事に伴い、下水道管布設替えの設計変更が生じたことから繰越しをするものであります。

以上、議第33号から議第35号まで一括して報告いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

**村岸議長** これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。

**今村議員** 12番。

**村岸議長** 12番、今村議員。

**今村議員** 議第40号豊郷町下水道事業会計繰越計算書の方で、先ほど町長もおっしゃっておられましたが、安食西の8号線と交差するところで、今、工事がずっと続けられているみたいですが、あそこは豊郷町にとってはどういう関連があるのか。中身をちょっと、施工期間はどのぐらいで、あの横の道は町道になるのかどうなるのか、どういう方向で計画は進められているのか、担当課の方からちょっと説明をしていただけるといいと思いますので、お願いいたします。

**上下水道課長** 議長。

**村岸議長** 中山上下水道課長。

**上下水道課長** 今村議員のご質疑にお答えいたします。

今回の下水道のところに関わる部分は、下水道工事ということで、国道8号線側から100メートルほど東側に行った交差する部分なんですが、そちらの方に下水道管が埋設されていますので、その工事の関係で、今回、ちょっとマンホールの施工工事の関係と照らし合わせた状態に変更をかけたので、その分で工期延長が出て、今回繰越しということでもらったということでございます。

以上でございます。

今村議員 道路はどないなるの、あそこの。

上下水道課長 すみません。ちょっと下水道部門なので、道路についてはすみません。以上です。

地域整備課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 今村議員の質疑にお答えさせていただきます。

今のところは、安食神社前の県道のバイパス工事ですので、県がやっている工事となります。

村岸議長 再質疑ありますか。

今村議員 結構です。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

以上で、議第38号、議第39号、議第40号の報告を終了いたします。

日程第16、議第41号令和6年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）から、日程第21、議第46号令和6年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 それでは、議第41号令和6年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）から議第46号令和6年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算について一括してご説明申し上げます。

まず、議第41号令和6年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,654万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を54億2,484万8,000円とするものです。歳入では国庫支出金1億265万8,000円、県支出金700万1,000円、繰入金443万5,000円、諸収入1,245万1,000円を追加し、歳出では議会費211万7,000円、総務費5,622万5,000円、民生費2,886万9,000円、衛生費2,600万9,000円、農林水産業費738万4,000円、土木費565万9,000円を増額し、教育費28万2,000円を減額するものであります。

次に、議第42号令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,313万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を8億9,780

万9,000円とするものであります。歳入では国民健康保険税1,680万5,000円、県支出金2,806万6,000円、国庫支出金489万6,000円を追加し、繰入金1,662万9,000円を減額するもので、歳出では総務費1,090万7,000円、保険給付費2,804万7,000円、健康事業費4,000円、基金積立金126万4,000円を増額し、国民健康保険事業の事業費納付金708万4,000円を減額するものであります。

次に、議第43号令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を6億9,557万円とするもので、歳入では国庫支出金55万円、繰入金129万3,000円を追加し、歳出では総務費184万3,000円を増額するものであります。

次に、議第44号令和6年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ162万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額を9,126万9,000円とするもので、歳入では繰入金を、歳出では総務費を減額するものであります。

次に、議第45号令和6年度豊郷町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。第2条、収益的収入及び支出の補正は収入、第21款、水道事業収益の既決の予定額に605万5,000円を追加し、総計を2億483万4,000円に、支出に第22款、水道事業費用の既決の予定額に1,261万4,000円を追加し、総計を2億603万4,000円とするものです。第3条、資本的収入及び支出の補正は、収入第23款、資本的収入の既決の予定額から590万円を減額し、総計を6,044万3,000円とし、支出第24款、資本的支出の既決の予定額に590万7,000円を追加し、1億5,564万8,000円とするものです。第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、予算第7条中、1、職員給与費を477万9,000円追加し、1,902万9,000円に改め、第5条、他会計からの補助金は471万5,000円を増額し、1,762万3,000円に改めます。

次に、議第46号令和5年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。第2条、収益的収入及び支出の補正のうち、収入第41款、下水道事業収益の既決の予定額に808万7,000円を追加し、3億4,578万2,000円とし、支出第51款、下水道事業費用の既決の予定額に1,426万6,000円を追加し、総計を3億5,060万4,000円とするものです。第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費

は、予算第7条中、(1)職員給与費を511万7,000円追加し、1,860万5,000円に改め、第4条、他会計からの補助金は、予算第8条を511万1,000円追加し、1,762万3,000円に改めるものであります。

以上、議第41号から議第46号まで一括して説明いたしました。どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**村岸議長** これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

**今村議員** はい、議長、12番。

**村岸議長** 12番、今村議員。

**今村議員** それでは、議第41号令和6年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)につきまして、質疑を行います。

まず、6ページですね。歳入部分ですけれども、民生費、国庫負担金の中で、節の2児童福祉費負担金ということで4,056万5,000円。児童手当制度改正実施円滑化事業交付金という形で書かれているんですが、これはどういう中身の事業なのか、ちょっと説明してください。

そして、その下の款14の国庫支出金で、目1の総務費国庫補助金で、重点支援地方創生臨時交付金給付金定額一体支援、6,000万円が上がっているんですが、これも対象人数と、それから支給方法はどのような形でやっていくのか、町の予定をちょっと説明お願いしたいと思います。

そして、7ページでは、款15県支出金、項2県補助金の目4の農林水産業費県補助金190万4,000円、集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金というのが190万4,000円、予算化されておりますが、これは町内の集落営農をやっているところの、これはどういう方々、また団体が対象になるのか、中身を説明してください。

次は、8ページの方は、款20諸収入、項5雑入、目1雑入で、総務費雑入でコミュニティ助成事業240万円。これについても内訳、どこの自治会等か、中身、何件か、概要を教えてください。

その下の衛生費雑入、1,005万1,000円、新型コロナウイルスワクチン接種費収入という形で、新型コロナは2類から5類へと引き下げられましたので、国で決まったので、インフルエンザ並みの接種したかった費用がかかってくるんです。これに対してこの予算なんですが、対象者の人数をどのくらいで見込んでいるのか。また、この対象者の高齢者などのワクチン減免みたいなこともなさる予定なのか。打ちたいと言われて、やっぱりそういう方々の町の支援はあるのか。これはもう消費期限があるから、いつまでもずっと置いておけるわけじゃないと思うんですけれども、どういう対象でどういうふうな計画

でやっていかれるのかを説明してください。

そして、次の9ページは、歳出で新しい生活支援地域経済対策給付金ということで、さっきの6,000万円が出ていますので、それは含めて説明してください。

そして、次は12ページで、歳出の方で節3、目3が愛里保育園施設費の中で、節2の給料、一般職給1,449万7,000円が、一般職級で減額になっておりますが、この内訳。この方たちは、正規の保育士さんだと思うんですが、豊郷の保育士をしていただいている、何年間勤務されて、今回、残念なことに退職に至ったのか。これ3人分ぐらいいるのかな。それぞれの勤務年数を教えていただきたいのと、こういうことは、最近、募集しても来手がないんですが、保育士さんというのは、もうそういう渡り歩く、あちこち条件の人がぼんぼんと派遣に登録して、条件がよかったらそうやってぱんと移るとかいう人もいらっしゃると思いますので、そういう状況って豊郷町でもあるんでしょうか。その辺をちょっと説明していただきたいと思います。これが、議第41号分ですね。

次、議第42号です。議第42号は、5ページの国民健康保険税。ここで、説明をお聞きしたいのは、国民健康保険税の医療給付分が、現年度課税分が1,143万9,000円。また、2番の後期高齢者支援分現年度課税分499万3,000円。介護給付分現年度課税分が37万円3,000円。これは、医療給付分に関しては何世帯。後期高齢者、これは世帯と人数が違ってくるのかな。介護給付は40歳以上の人数、これで引き上げている人数はどんだけあるのか。そして、国民健康保険税、令和6年度全体でこの保険税が、条例改正で上がりましたので、1世帯平均で幾ら上がったのか。また、加入者1人平均で幾ら上がったのか。その世帯と1人頭と平均を提示してください。

続いて、6ページの方ですと、保険基盤安定繰入保険税減税分、軽減分が427万2,000円、これも何世帯ですか。それと、保険基盤安定繰入金保険者支援金が減る理由は、どういう理由で減るんでしょうか。また、その下の下の財政安定化支援事業繰入金、これはもう377万7,000円、減額補正ですけど、これも減る理由を説明していただきたいと思います。

それから、7ページ。ここには、繰入金ということで国民健康保険運用基金繰入金、当初予算が3,433万9,000円、令和6年度当初予算から基金繰入が2,188万6,000円減るわけですね。

**村岸議長** 今村議員、また、委員会付託もありますので、簡明にしてください。

**今村議員** これで、ここは最後だから。この2,000万円減るんですが、これは当初も

う6月で減らすということは、今年度は基金は繰入れしなくてもいいという方向なんでしょうか。決算は9月ですけど、その辺の動向を説明してください。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、今村議員の議第41号のご質疑にお答えいたします。

私からは、議第41号の6ページの歳入の国庫支出金の児童福祉費負担金の児童手当制度改正実施円滑化事業交付金の説明についてお答えいたします。こちらは、児童手当の拡充に伴う交付金でございます。内容としましては、所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、多子加算の拡充、隔月年6回の支給ということになります。令和6年10月分から実施しまして、初回の支給が12月からの支給になります。

以上でございます。

産業振興課長 議長。

村岸議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

私については、議第41号の7ページの県支出金、県補助金、農林水産業費補助金についてになります。こちらについての対象につきましては、集落営農組織となっております。豊郷町につきましては、集落営農組織につきましては6団体でございます。今回の補助金につきましては、楽農ファーム吉田の方から機器導入についての補助金について、県から内報をいただきましたので、計上させていただきます。

以上です。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えします。

私の方は8ページの20諸収入の雑入のコミュニティ助成事業になります。これにつきましては、一般的に宝くじの補助金と呼ばれるものでございまして、安食南が太鼓の修繕をされます。

それと、あと12ページの愛里保育園の施設費の給与の部分なんですけども、今年度末退職された方はちょっとはつきりとはあれなんですけども、10年ほどの職員が1名と、二、三年ぐらいが2名やったと記憶、年数はちょっと定かではありませんけども、こういう短い方が2名。ただ、1名は正職員を退職し

たものの、会計年度で残っていただいている方もございます。また、この1,400万円の減額につきましては、いたた人間が減った分という部分もございますが、一方で、本来採用をして支出したかったけれども、応募がなかったため採用に至っていないので、今回、減額させていただいた部分もございません。

以上です。

**税務課長** 議長。

**村岸議長** 山田税務課長。

**税務課長** 今村議員の質疑にお答えいたします。

私の方からは、議第41号の一般会計補正予算(第2号)の6ページの歳入、重点支援地方創生臨時交付金につきましては、先ほども定額減税の税条例を改正したんですけれども、定額減税で引き切れなかった場合、調整給付という給付金がありまして、その給付金の予算を6,000万円みさせていただいております。

質問にあります9ページの歳出の方も同じで、先ほど歳入にさせていただいて、今回、9ページでは給付金として6,000万円を見込んでおります。

以上です。

**教育次長** 議長。

**村岸議長** 西山教育次長。

**教育次長** それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

12ページ、議第41号、補正予算(第2号)の42の12ページの、直接予算とは関連のないご質疑だったと思うんですけれども、派遣を登録されてうちに採用された方が渡り歩いているかどうかということなんですけれども、基本的にうちに就職ないし、採用させていただいた方については、継続してきていただいているという実態でございます。

以上です。

**医療保険課長** 議長。

**村岸議長** 小西医療保険課長。

**医療保険課長** 今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

一般会計補正予算(第2号)でございます。8ページ、新型コロナウイルスワクチン接種費収入におきましては1,211人を見込んでおります。新型コロナウイルスワクチンの接種におきましては、個別接種となります。対象者につきましては、65歳以上の方、60歳から64歳までの一定の基礎疾患をお持ちの機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方というような定義になっており

ます。生活保護世帯の方につきましては、無料で受けていただけるような形を取らせていただこうかと考えております。

引き続きまして、国民健康保険事業会計の補正予算でございます。こちらにつきましては、先の当初予算につきましては、県が示しております仮係数の結果によって計上しておりましたが、確定係数により再計し直した結果に基づきまして、今回計上させていただいております。国民健康保険税につきましても、税率の改定をさせていただきましたので、その改定後の見込額の乗率によりましての計上をさせていただいております。

そのほか、いろいろと一般会計の繰入金等のことをおっしゃっておられましたが、こちらにつきましても現状、見込額でございます。確定されたものにつきましては、随時執行させていただいた中で、補正予算等をしてまいりたいと思います。

また、基金につきましては、今し方言いましたように、先の3月議会で条例改正の方を可決いただきましたので、それに基づきまして、当初予算、基金で全て給付費の不足分につきましては、あてがうような予算を見ておりましたが、今回、税率の改正を行わせていただく見込額により、基金の取崩額を減額させていただいたところでございます。

以上でございます。

今村議員 世帯と人数は、今はわからんのやな。わかんなかったら、委員会でいいよ。

村岸議長 再質問ありますか。

今村議員 いいです。

村岸議長 ほかにありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第41号令和6年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)を予算決算常任委員会に、議第42号令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)及び議第43号令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)ならびに議第44号令和6年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を文教民生常任委員会に、議第45号令和6年度豊郷町水道事業会計補正予算(第1号)及び議第46号令和6年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第1号)を総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認め、よって、議第41号を予算決算常任委員会に、議第42号、

議第43号、議第44号を文教民生常任委員会に、議第45号、議第46号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

日程第22、発議第3号豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

河合勇議員、提案理由の説明を求めます。

河合議員 はい。

村岸議長 河合議員。

河合議員 発議第3号豊郷町議員定数の削減の提案理由を述べます。

私は、令和5年9月5日の9月定例会及び令和6年3月5日の3月の定例会においても、議員定数の削減を提案いたしました。私は、議員改革の必要性があるとして提案するものであります。今回の改選後、改めて自問自答を続けております。

私が特に提案したのはなぜかといいますと、住民さんから「河合さん、どうして豊郷町は議員さん減らさんねや」と聞かれた私は「議員定数削減を提案したが、賛成は私1人です」と言いましたら、「何でや」と聞かれ、「それは個々の判断なので分かりません」と答えておりました。しかし、残念なことに、本旨である定数削減に対する議論は全くされることなく、私の提案理由についても、住民サービスが行き届かないとか、議員を減らせば十分な議論ができないとか、定数削減をする気がないから屁理屈を言う。私は、議会がこのようなことで本当にいいのかと危惧をしております。このままの議会では、次回選挙のときにはどうでしょうかね。選挙に対する有権者の関心がないことですよ。なぜないのか、我々議員の資質が問われているからであります。

議員定数を10人にして候補者が増えれば、おのずと有権者の関心も高まり、投票率の向上にもつながると私は思いますが、皆さんはどうですか。投票率が向上しない要因は、我々議員が住民さんから見放されているのでしょうかね、きっと。改めて、議員定数の削減を提案するものであります。口癖に住民さんから、負託を云々と言っているもの、住民さんの負託に応えるため、賛同してはどうでしょうか。皆さん、やろうではありませんか。私の議員任期中、信念に従って、毎回、定例会に私は議員定数の削減を提案をいたします。

以上です。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 はい、12番。

村岸議長 12番、今村議員。

**今村議員** それでは、河合議員より提出されました議員定数削減の議員提案につきまして、質疑をさせていただきます。

先ほど、河合議員の方から議会改革の必要性ということで、今の議会を活性化していくためには議員定数を削減していく方が、議会が簡潔に好意的に進んでいくというふうに説明をされたようにありますが、私は、この議員定数の考え方について、全国町村議会議長会先進幹事会、こういう小委員会でもこういったことが論議されていまして、削減理由の長所としては、先ほど河合議員がおっしゃったことも含めて、減少した議員数で議会運営がなされており、むしろ審議時間が短くなり、効率的な運営ができるという長所をここでもまとめてあって、短所としては、議員定数減少による経費削減と議会の監視機能、住民意思の反映等の両面を比較検討すべきである。また、短所として議会は地方公共団体の意思決定機関であり、議員定数を減らす議論よりも、むしろ議員の質をいかにして高め、民意の反映をどうするか議論の方が大切ではないかとか、安易に定数削減すると、常任委員会活動を停滞させ、議会審議を空洞化させる、こういったことも書かれておりました。

そこで、河合議員にお聞きしたいんですけども、豊郷町の議会改革の必要があるということは、河合議員も議長時代からよく申されておりました。私は議員定数削減よりも議員改革、そっちの方に議会で取り組むことの方が、今日も1人欠席届で副議長が来ておられませんが、そっちの方が住民の皆さんの民意を取り上げていくのではないかと思います。その質疑に対しては、提案者の河合議員はどう思われますか。

**村岸議長** 河合議員。

**河合議員** 今村氏、一言言っておきますよ。私には議員の欠席云々は関係ありませんよ。私は住人の一人ですよ。あなたも同じでしょう。聞いてもいないものを誰が答える。答える必要がないですよ。私からはあなたに。

なぜ議員を減らさないのか。先ほど提案理由で述べたとおりですよ。住民の負託の、これも声ですよ。私が今提案理由で言うとするのは。議員改革（聞き取り不能）私は長をさせていただいたときには議員改革を皆さんに提案したけども、誰一人とも持って帰らなかった、資料を。覚えていますよ。あんまり言いませんけど、全員ですよ。誰一人だって、目もくれなかった。どれだけかかってつくったか、議員改革を。誰一人として、資料を持って帰らなかった。私の家にどさっとありますよ、いまだに。目も通さない、屁理屈は言う。私は誰も賛同してくれなくて結構ですよ。私の言っていることに賛同できる方があれば賛成してください。これは、町民さんからの負託の意見です。

村岸議長 再質疑ありますか。ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

今村議員 議長、反対討論。

村岸議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員 はい。

村岸議長 今村議員。

今村議員 それでは、議員定数削減議案に対しまして、反対討論を行います。

国の地方自治法は、平成15年に議員定数の上限撤廃を解消しまして、法定数というのはなくなっただけです。私も議員生活三十何年ですけども、私が初めて議員になったときは定数14だったんです。それから、12人に減ったときに何が起こったかという、常任委員会が3つあった、その当時、文教民生、総務常任、それから産業建設と3つの常任委員会を2つに統合したんです。でも、やはり分野的にはそれぞれ違いますから、常任委員会があるということ、より議会と、そして行政とのいろんな論議もできて、そういった民意を反映させていただくためには、議会の役割も大きいものだというのをつくづく感じてきました。

今回、何度でもこれからも定数削減の提案をなさるといのは、背景を越えれば法的には許されていますので、それを考えることと、それは議員の意思というものは自由だと思います。しかし、今、今の私たちを取り巻く情勢、新型コロナウイルス感染症の拡大で、本当に家計も経済も疲弊してきました。町民の命、健康をかつてない危機にさらしています。住民の福祉増進を使命とする地方自治体には、改めて医療や公衆衛生、保育や介護などの在り方を検証し。

村岸議長 今村議員、それは反対理由ですか。

今村議員 反対討論しているの、今。

村岸議長 それは、反対ですか、反対の討論ですか。

今村議員 今、途中ですが、反対討論言うところやから。こういう情勢の中では、町政の見直し、体制強化を図ることが求められています。そして、議会は町民の多様性を反映し、これまで以上に、建設的提案や町政のチェックを行っていかなくてはなりません。こういうときに、議会の機能縮小につながる定数削減を行うべきではありません。豊郷町の定数を削減する、それに伴い、いろいろな所管項目が、機能が後退する、こういったことは、もう検証済みではないでしょ

うか。

今、必要なことは、定数削減の問題ではなく、二元代表制の一翼を担うべき多様な町民の立場で町政をチェックし、町政に反映させる議会機能の強化であることを申し上げ、今回の定数削減案に反対といたします。

**村岸議長** 次に、本案に対する賛成討論を許します。

**議員** なし。

**村岸議長** ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第3号豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

**議員** (起立、少数)

**村岸議長** 起立少数であります。よって、発議第3号は否決されました。

ここで、あの時計で40分まで暫時休憩といたします。

(午前10時33分 休憩)

---

(午前10時40分 再開)

**村岸議長** それでは、再開いたします。

日程第23、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は、会議規則第54条第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、特に申し上げたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならぬこととなりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくお願いいたします。また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆さんはご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、本田清春君の質問を許します。

**本田議員** 議長。

**村岸議長** 本田清春君。

**本田議員** 4番、本田清春です。私は一括質問、その後、再質問から一問一答という形で行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

質問事項は、可燃性ごみとしての古着回収の方法の改善についての見解を求めるものです。可燃性ごみとしての古着回収は、50センチ以内の大きさに切って出すことを求めています。しかし、冬物は厚く、切ることが困難な生地が

あります。薄手であっても、切って出すことが困難という住民の声もあります。古着を切らずとも出せるようにしてほしいという住民の声に応えるようにすべきだと考えますが、町の見解を求めます。

2番。旧豊郷小学校群の改修工事になぜ国庫補助を活用しなかったのか、説明を求めます。昨年、旧豊郷小学校の改修工事を行いました。しかし、「登録有形文化財建造物修理等事業費国庫補助要綱」によりますと、趣旨として「有形文化財建築物の保存と活用を図るために必要な保存修理に係る設計監理に関する経費及び登録有形文化財建造物の公開活用に必要な国が行う補助に関し、必要な事項を定める」としています。補助対象事業には、修理工事が詳細に挙げられ、補助率をご承知のように、対象経費の50%となっています。この制度を町が利用せず、町単独事業としたのはなぜですか。町の見解を求めます。併せて、旧豊郷小学校群の今後の活用についての見解を求めます。

3番。町民体育館、多目的グラウンドでの使用料の軽減をすべきだと考えますが、町の見解を求めます。町民体育館、多目的グラウンドでの利用料を下げ、もっと町民に利用しやすくすべきです。例えば、町民体育館で中学生がバレーボールの練習を2時間すると1人600円かかります。1人では練習できませんから、6人で行うと3,600円の費用が必要です。これを多賀町体育館で豊郷の中学生が利用しますと、2時間でも1人150円ですから、6人で900円と安価です。近隣でこれほどの差があります。町内の利用料金が1時間単位という点及び単価が高い設定になっているためです。町民がスポーツに参加しやすくするためにも、利用料を見直すべきではありませんか。見解を求めます。

4番。区の分館活動として、多目的グラウンドを利用する場合には、その利用料を無料にするか、分館活動費としての補助対象にすべきだと考えますが、町の見解を求めます。各区の分館活動が活性化することは、町民の生きがいにつながり、災害に強いまちづくりにもなります。とりわけ、若い層が参加する分館活動は、町の魅力を発信する場所ともなります。そのためには、手厚い支援が求められます。例えば、安食南区では分館活動としてソフトボールチームをつくり、区民の参加を呼びかけています。分館活動として交流を深めれば費用がかさみます。1回2時間練習しますと、多目的グラウンド利用料と夜間照明で6,800円の経費が必要です。昨年度、活動回数は13回、延べ参加人数は207名でした。この活動を通して、若い層の分館活動としての交流を深めることとなりましたが、先ほど述べましたように経費もかかります。町として独自の支援を必要とすると考えますが、町の見解を求めます。

住民生活課長 議長。

村岸議長 住民生活課長。

住民生活課長 4番、本田議員の可燃性のごみとしての古着回収の方法についてのご質問にお答えをさせていただきます。

本町では、古着は基本、再利用する資源として年に2回、リサイクル回収で出させていただくことをお願いしております。リサイクルできない、汚れているものや臭いのあるもの、破れているものは、可燃性ごみとして50センチ以内に切断していただくことをお願いしています。この50センチに切っていただくことにより、燃やすごみを攪拌する機械に服が巻きつき、機材が破損または故障となる要因を防いでおります。

今回の議員のご質問を受けまして、燃やせるごみの処分場であるリバーセンターに確認しましたところ、子ども服は50センチ以内となり、そのまま捨てることができますが、大人の服は、両袖を切り、身頃は真ん中で1回切る。また、長ズボンは膝ぐらいで1回切っていただくと、50センチ以内に収まるとのことです。ごみの出し方にご理解をいただきまして、ご協力をお願いいたします。

以上です。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、4番、本田議員の旧豊郷小学校校舎群の改修工事に、なぜ国庫補助を活用しなかったのか説明を求めるとのご質問にお答えをします。

議員からお示しいただいている登録有形文化財建造物修理等事業費国庫補助につきましても、要綱をよく読んでいただければご理解いただけると思いますが、対象が設計管理のみとなっており、工事費用そのものは対象外ですので、活用できません。

次に、2点目の今年度の活用方法についての町の見解ですが、昨年9月議会で鈴木議員も同じ質問をされておられたのでお答えしたところですが、教育と福祉の施設として活用していくという方針は当時と変わりありません。

以上です。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、本田清春議員の町民体育館、多目的グラウンドの使用料の軽減を

すべきと考えるが町の見解を求めるのご質問と続いてのご質問にお答えいたします。

まず、先ほどのご質問の件についてですけれども、豊郷町使用料及び加入金の徴収に関する条例第5条第2項において使用料が定められており、町民体育館のアリーナの半面は1時間につき300円と規定されており、これは時間ごとの料金であり、人数に応じて料金が変わることはありません。よって、議員の例に例えますと、6人で2時間使用する場合は3,600円ではなく600円となります。これを人数で割りますと1人当たり100円で済み、多賀町体育館よりも安価で利用できることとなります。現状での利用料については、適切であると考えており、見直す必要はないと考えております。

以上です。

続きまして、区の分館活動として多目的グラウンドを利用する場合には、その利用料を無料にするか、分館活動費として補助対象にすべきと考えるが、町の見解を求めるとのご質問にお答えいたします。各字の分館活動については、分館活動補助金として、令和6年度当初予算において120万円を計上しております。また、これまでもそれぞれの分館において、創意工夫を凝らしながら活動されているというふうに考えております。当該補助金については、補助対象経費を団体活動費として支出する報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金と定め、より幅広く活用できるようにしているところであり、多目的グラウンドの使用料についても補助対象となっているところです。

以上です。

**村岸議長** はい、再質問。

**本田議員** はい。再質問を行います。

まず、1点目です。古着回収に関する説明等、50センチ以内の大きさに子ども服と大人の袖を切ったり、ズボンを半分に切るといって説明がありましたが、ひとつ布団のシーツですけど、何度も布団のシーツは買い換えますよね。布団は1回ですが、シーツは何回でも替えると思うんです。1人で生活するお年寄りの声を紹介しますと、シーツを50センチ角に切って出すことが大変おっくうになってしまい込んでいるという声を聞きました。これを古着回収としてすれば解決できると思うんです。こういう形での方法を、近在ではこのようなシーツ回収についてどのようにしているかということを知りたいのと、もう1点は、犬上郡内の本町でもフリー回収としてシーツを回収するようにできないか、見解を求めたいと思います。

以上です。

住民生活課長 議長。

村岸議長 森住民生活課長。

住民生活課長 本田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今、おっしゃっていただきましたシーツについてですが、シーツは寝具としてリバーセンターでお布団と同様に引き取っていただくことができます。ただ、リバーセンターに持って行っていただく場合には日程が決まっておりますので、このごみカレンダーの裏を見ていただくと、布団やカーペットを持って行く日がありますので、それを見ていただいて、また、役場の方で許可書を取っていただいて、来ていただかなくてもリバーセンターで引き取っていただくことができますので、そちらの方の活用をお願いしたいと思います。ちなみに、カーテンなんですけど、カーテンは持って行っていただくことができないので、カーテンは50センチに切っていただくこととなっております。

豊郷町の燃やせるごみ、可燃ごみは全てリバーセンターで処理していただくことになりまして、現状のルールにのっとった、切れるものについては、しっかり50センチに切っていただいて、燃やせるごみとして回収していただくこととなっておりますので、ご協力のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

村岸議長 再々質問。

本田議員 次に行きます。

村岸議長 はい、次に行ってください。

本田議員 2番に行きます。今、お答えになったように旧豊郷小学校校舎群の今後の活用方法についてということで見解を求めたんですが、福祉、教育で活用するということでの答えでした。これは前回の鈴木議員への答弁でも承知しております。それで、私からこの活用方法について提案を行い、これについての見解を求めたいと思います。

まず、豊郷小学校の今後の活用について、この旧豊郷小学校校舎群は、近代遺産として価値の高い歴史的建造物です。町としても教育活動をするためにも、また今後、町民の財産として活用するためにも有効な活用方法として、学校歴史博物館を提案したいと思います。学校歴史博物館は全国で京都に存在するだけです。仮につくられれば、県内町内初の博物館となります。旧豊郷小学校群は、歴史的建造物としての魅力と懐かしさを感じられると、今でも全国からの訪問者も多く、この建造物が博物館となれば一層その価値は高まります。町の見解を求めたいと思います。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、4番、本田議員の再質問にお答えをさせていただきます。ただいまご提案いただきました学校歴史博物館、どのような形態でというのも私も存じ上げませんのでまた、研究はさせていただきたいとは思いますが、1点だけ申し上げますと、やはり、この旧校舎が今の形に改修される前に裁判にかかっておりまして、教育と福祉の施設として使うということで、裁判で和解の条件となっております。それ以外に使うことについては、なかなか難しいのではないかというふうに個人的には感想を持っているところでございます。

以上です。

村岸議長 再々質問。

本田議員 はい、再々質問。

村岸議長 はい。

本田議員

先ほど述べました豊郷町学校歴史博物館構想についてですが、再度質問します。全国唯一存在する京都市学校歴史博物館を私は見学してまいりました。この博物館の特徴は、日本最初の学区制小学校として出発した京都の歴史的意義を伝えることをメインとしています。学校ゆかりの歴史資料、教科書展示、写真、学校文書、生徒作品、教材とともに、美術工芸品が季節ごとに展示され、絵画、書籍、陶磁器、織物など多数収蔵されています。この博物館は、廃校となった小学校校舎を使っています。この点では、豊郷小学校の学校歴史博物館構想と同じなんです。違うのは、京都ですから校庭は狭いですし、それに対して、校庭は豊郷では広いですし、美しくあります。また、近江商人と結びついた歴史的発展、個人の寄贈としての価値、近代的価値としての学校の価値を打ち出してはどうかと考えます。

併せて、近代遺産として価値が認められる龍ヶ池がすぐ近くにあります。こうした2つの近代遺産を有効活用した構想を打ち出せないか。もし、こうした構想でもってやれば、豊郷町の価値は高まると思われれます。見解を求めます。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、再々質問にお答えをさせていただきます。議員にご紹介いただき

ました提案、龍ヶ池とセットでということですが、今現在もう昇降口には龍ヶ池の旧のポンプと、それから龍ヶ池の歴史に関するパネルも展示しております。その辺ももう既にやっているということになります。

また、校庭が美しくて広いとおっしゃいましたけれども、校庭につきましては、現の小学校の敷地ということになっておりますので、旧校舎の関連では利用できないということになります。

また、博物館構想ですけれども、非常に素晴らしい案かとは思いますが、当然、展示替えとか新しい展示をしようと考えますと、学芸員の雇用をしたり、また、職員を置いたりして、今以上に日々の維持費が要るようになってくるということも考えなければならないと思いますので、その辺とのバランスを考えまして、今、校舎1階には展示室で学校の歴史等も展示しておりますので、それで代用できるかなと思います。

以上です。

**村岸議長** はい、次の質問に行ってください。

**本田議員** 3番に行きます。先ほど、バレーボールの練習を2時間すると600円かかります。私は条例に従って書いたつもりなのですが、これはもう一度聞きますが、もう少し詳しく、2時間練習すると、1人600円ではなくて、100円で済むということですか。もう一度、そこを詳しく。2時間練習すると1人何ぼか、もう一回はつきりしてください。

それから、子育て中の保護者への、どっちにしる負担になります。今、子育て中の保護者への支援は国を挙げて進めようとしています。中学生が練習で使用する場である体育館の使用料は、全て保護者負担です。学校体育館なら発生しない費用です。この保護者負担をなくす方向こそ、取るべきではありませんか。見解を求めます。

**教育次長** 議長。

**村岸議長** 西山教育次長。

**教育次長** それでは、本田議員の再質問にお答えいたします。金額の計算の詳しいものということですが、今現在、豊郷町使用料及び加入金の徴収に関する条例をお手元の方にお持ちかと思うんですけれども、そちらの第5条第2項の方に、まず、基本的には別表第3の方で町民体育館の使用料は決められているんですけども、町内の方が利用する場合は減免ということで、第5条第2項で表の方が定められております。そちらの中に、豊郷町民体育館アリーナ1時間につき（半面につき）300円と規定されております。こちらの方には、1人当たりという記載の方はありませんので、当然1時間につき半面を使った場合

は300円なので、1人で使われても300円ですし、100人で使われても300円ということになりますので、料金の方は変わらないということで、2時間、半面を使えば600円になるので、300円掛ける2時間ということで600円、6人で使われると、当然600円を6で割りますので、1人100円という簡単な計算となっております。ご理解いただけたかと思います。

子育て支援で保護者の負担を軽減するべきということですが、当然、町内の利用に関しましては、本来ですと体育館アリーナにつき、昼間の利用の場合は1時間につき600円というのを、町民の方に限定しまして1時間300円というふうに半額とさせていただいております。当然、保護者負担、子育て支援ということで保護者の負担を軽減するということもありますけれども、基本的に公共施設の利用料につきましては、受益と負担の原則というのは、以前12月議会でもお答えしたかと思いますが、当然使われる方が一定負担していただくことで、施設の経営の方をしていくとなっております。受益の方で、受けておられない方の、一般の方の負担も当然あるんですけども、それでもなお使われる方が電気代を一定負担していただくというのが、利用料であり、使用料というのはもう大原則というふうになっておりますので、こちらの方と、当然、民間事業者の体育館、彦根であればプロシードとかいったところは、若干高い設定になっておりますけども、自治体の体育館ということで、原則的には安い料金を設定させていただいているというのも現状でございます。

当然、物価高騰で電気代が高騰している中、それぞれ皆さん、各家庭でのご負担の方も増えているかと思いますが、電気代が高騰しているので、できれば減免をというご意見であろうかと思いますが、それも当然理解の方はしておりますが、施設の維持管理を行う上では、当然必要な経費として計上しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

**村岸議長**

再々質問。

**本田議員**

はい、次に行きます。

**村岸議長**

はい。次の質問、行ってください。

**本田議員**

4番に行きます。令和5年12月議会において、私の質問に教育次長は次のように答えています。「分館活動の充実に、若い人に参加していただくというのは当然おっしゃるとおりかと思っております。今現在、分館事業費補助金という形で、各字の分館の方に補助金を出しておりますけれども、現時点で社会体育部門での分館活動については、今のところメニューとしてございませんので、来年度にできるかどうか分かりませんが、社会体育部門の分館活動の補助金メ

メニューをできれば考えていきたいと、社会教育課の方と協議の方をさせていただいております」。何らかの補助金メニューは必要であるというお答えでした。それで、社会教育としての積極的な支援を行っていくべきだと考えますが、現在出ておりませんので、見解を求めたいと思います。

**教育次長** 議長。

**村岸議長** 西山教育次長。

**教育次長** それでは、本田清春議員の再質問にお答えいたします。

確かに、私が12月議会で申し上げましたとおり、社会体育部門の補助金のメニューがないという答弁をさせていただきました。その後、ちょっと確認の方をさせていただいたんですけども、令和5年度の豊郷町の分館活動事業費補助金の実績の中で、安食南区さんは補助金の方の申請をされておまして、ソフトボールのユニフォーム代と、それぞれグラウンドの利用料を分館活動の補助金として申請されまして、それに基づいて分館活動の補助金を出しているということで、私の方がちょっと12月で不勉強で、そういった答弁をしてみましたけれども、現在は分館活動の補助事業のメニューでも、社会体育部門の補助を出せるということで、令和5年度は補助金として支出の方をしておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

ただ、別メニューということですけども、今年度当初予算の計上の際、総務課長の方からも以前、答弁があったかと思うんですけども、かなり財政事情が厳しいということで、うちの方の教育委員会の部局としてもそれぞれ当初予算を要望している部分で、これについてはちょっと当初が組めないで、何とかしてくれないかというご意見の方もありましたので、一部、予算の方を削減していたという経緯もありますので、現状かなり厳しい財政状況の中で、120万円の分館活動の補助金は、一定確保はできたんですけども、今後さらに分館活動の補助金の新規メニューであったりとか、既存の補助金の増額というのはかなり厳しい状況であることはご理解いただければと思います。

以上です。

**村岸議長** 再々質問。

**本田議員** はい。

**村岸議長** はい。再々質問。

**本田議員** 再々質問を行います。答弁の方で、支出がされているという回答でした。こうした分館活動を通したやっぱり町民の交流、とりわけスポーツを通した交流の促進というのは、本町でも町民の健康増進のためにもやっぱり必要です。こうした視点から見ても、できれば町全体で活動している分館活動については、

確かに費用は要るかと思いますが、町を支える分館活動でありますから、本来はやっぱり町民の母体でありますから、無料にすべきだというように考えますが、見解を求めたいと思います。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、本田議員の再々質問にお答えします。無料にすべきだというご意見ですけども、先ほどもお答えしたとおり、無料にする考えの方はございません。

以上です。

村岸議長 ご苦労さんでした。

次に、西澤博一君の質問を許します。

西澤議員 はい。

村岸議長 はい、西澤博一君。

西澤議員 それでは、一般質問を行います。

みんなで参加、防災訓練にするにはという項目で、令和6年度3月議会において災害に対する被災対応について一般質問を行いました。その中で、来年度は、県総合防災訓練が湖東地域で実施されるという答弁がありましたので、そのようなことから、以下の点について答弁を求めたいと思います。県総合防災訓練湖東地域の計画は具体的になったのか、現時点での現状の維持はどのようなことになっているのか、ご説明をお願いいたします。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、9番、西澤議員のみんなで参加、防災訓練にするためにはのご質問にお答えします。

昨年度末から事前の担当者会議を数回開催し、去る5月16日に県の防災危機管理監や各市町の副市長、副町長で組織する実行委員会が開催されました。その会議において訓練実施日は10月20日、主会場として彦根港、ほかにも芹川の河口、平和堂HATOスタジアムや各市町で実施すること及び訓練方針が決定されたことを受けまして、5月末締切りで関連インフラ企業等に訓練内容の紹介がされたところです。

今後につきましては、明後日7日に訓練担当者会議が開催され、訓練概要説明、訓練計画の検討、他訓練との連携について協議される予定で、今月末には

関係機関会議が開催され、訓練計画の調整がされる予定ですので、詳細が決定していけば、お知らせしたいと考えております。

以上です。

村岸議長 再質問。

西澤議員 今、総務課長から答弁のあったように、10月20日、彦根港とか平和堂等のところでやると。うちの豊郷町は何か会場はどこか設けてやるのか、それとも、豊郷町として今度の湖東の防災訓練はどのような形で一応進めていくのか、その点について答弁をお願いしたいと思います。

総務課長兼  
企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼  
企画振興課長 それでは、再質問にお答えをしたいと思います。

町といたしましてですけれども、湖東地域で総合防災訓練があるときは、今までから彦根市内で行われていることが多かったので、ぜひ今回は豊郷町でやってほしいということを手を挙げまして、体育センターとかを見に来ていただいたのは来ていただいたんですけれども、やはり駐車場の面積であるとか、近隣の道路の幅とか、ほかの施設の分散具合とか、いろいろな面においてちょっと豊郷町内でのメイン会場としての実施は難しいというような回答をいただきまして、今回、主会場が彦根港になったということになります。

それを受けまして、主要な部分はやはり彦根市内でいろいろ行われることになってくるかと思うんですけれども、町としましても少しでも実践に即したような訓練になるように、何らか広域避難所を開設するであるとかいうのは今、検討しているところですが、先ほど申し上げた県の訓練内容との調整が必要になりますので、おいおいちょっと決定していきたいと考えております。

以上です。

村岸議長 再々質問。

西澤議員 再々質問。

村岸議長 はい。

西澤議員 今の答弁で、そうすると町内には各区において事前にそういうようなことの、何て言うのか説明というか、そういうことは行われるわけでありませぬ。どうですやろ、これは。

総務課長兼  
企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、再々質問にお答えをします。この訓練につきましては、春の区長会、もう4月の段階で区長さんに説明をさせていただいて、今も申し上げた県との調整がいろいろあるので、基本的には夏の区長会で詳しく説明しますという説明をしたんですけど、それより前に、もしかしたら字での訓練をこういうのをしてほしいとかというのを調整しなければならなくなるかもわからないので、また、その情報が入り次第、お知らせして協議させていただきという説明はしておりますので、また、決まっていき次第、各字とも調整したいと思っています。

以上です。

村岸議長 はい、次の質問に行ってください。

西澤議員

それでは、町独自の防災対策推進をということで、豊郷町の地域防災計画では、町域の防災に関し、国・県・町及び他の防災関係機関等を通じ、必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧およびその他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的な計画的な防災行政の整備などの推進を図るとあるのです。そこで、下記の点について答弁を求めます。

まず、①第2部の災害予防計画の第12章の防災施策の推進、第2節、防災訓練の実施における、1、総合防災訓練において、町は原則として毎年1回、地域住民と一体となった総合防災訓練を実施するとあるが、この防災訓練の実施にあたり、町民に対しての意見交換等はあるのか。

②ですけど、同項目において、各機関の連携体制の強化及び住民の防災意識の向上を図るため、相互協力に基づき、各種災害を想定した訓練を実施するとあるが、区や各種団体、企業等で個々に防災訓練を行った場合に、行政からの支援とか協力等はあるのか、やるのか。

あともう1点、3点目ですけども、近年、記録的な大雨、洪水が発生する等の異常気象が各地域で見受けられる。河川の氾濫の危機に瀕する事態に見舞われる地域もあるが、豊郷町として防災、災害予防という観点から、河川の破堤、溢水などの水害から町民を守る、防ぐための独自の対策や計画、また、その方法などはどのように考えておられるのか、答弁をお願いいたします。

総務課長兼

企画振興課長

議長。

村岸議長

清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、西澤議員の町独自の防災対策推進をのご質問にお答えをします。

まず、1点目の防災訓練の実施にあたり、意見交換を行っているのかにつきましては、毎年4月の区長会で概要を説明し、その場で意見を伺っています。それも踏まえて計画を策定し、8月の区長会で再度説明し、ご意見を伺っているところでございます。

次、2点目の区や各種団体への訓練についての支援協力につきましては、従来からもお答えしておりますが、協力させていただきますので、お気軽に相談いただければと思います。具体例を申し上げますと、訓練とは若干違いますが、今月22日、23日には、アザックさんが防災キャンプを実施されることになっておりまして、共催の打診がありましたので、快諾しまして協力して実施する予定をしております。

3点目の予防の観点からの独自対策や計画等についてですが、宇曾川、岩倉川ともに一級河川ですので、町独自の改修計画等はございませんが、定期的に浚渫を実施していただくよう、要望を続けてまいりたいと考えております。また、5月29日には、湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会が開催され、国・県、1市4町、气象台が出席し、大雨時の対応等について情報交換を行ったところで、今後も安心・安全な地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

村岸議長

再質問。

西澤議員

はい、議長。

村岸議長

はい。

西澤議員

それでは、①について再質問。ここ数年、町の防災訓練では、各字の一時避難所までの避難訓練や、町としての災害を意識した災害対応訓練を実施してきたと思います。そして、そのような中で防災訓練からは様々な教訓や課題があったのではないかなと思うわけであります。今後の防災訓練にどう取り入れていくかという答弁を求めますが、今、総務課長からありましたように、区長会のところでそのような形で進めていくというのをお聞きしました。それが末端の方々に果たして浸透しているかということが、1つ問題かと思えます。やはり、災害はいつ起こるか分からないので、やっぱりそういったことも含めて、どういうふうな形で進めていくのか、やっぱそういったことも意見交換とか、やっぱり区長、区だけやなしに企業、病院、福祉団体、お医者さん等々、またあと、町内には各種団体もおられるので、そういった方々の代表でも呼ん

で、一遍そういう意見交換をするのも1つの方法ではないのかなと私は思います。やはり生の声を聞くということは、大事なことだと思います。まず、それが再質問です。

次、2点目ですけども、先ほど言われたようにアザック、今回こんなもんが入っていましたが、やっぱりそういうことをやるんやなと感心しているんですけども、町は災害による被害を少しでも軽減するために、自分の命は自分で守るとか、地域の安全を守る共助とか行政が行う公助、これは協力の補完であると、防災・減災の基本であると私は考えております。また、町で想定できる災害を知り、災害対策を考え、できることから取り組む、災害時に少しでも被害を軽減することに活用するために、各一軒一軒に豊郷町の防災マップ等、いろんなものを配っておられるのは承知しております。

しかし、住民の災害意識とか個々の意識を、やっぱり今ほど話したように、一人ひとりやっぱり高低差があるのではないかなと私は思うんですよ。やっぱりそういうようなことで、防災意識の向上を図るために、やっぱり総合的な協力を推進することは大変大事なことであり、やはり、防災月間等の町独自の位置づけも必要ではないのかなと。

また、防災に関わる研修などを計画するように、先ほど申されたように区、各種団体、また企業等に呼びかけ、提案することは大事なことと思います。それに至っては、たまたま総務課長からアザックとよさとのことが出てきたので、申させていただきますけども、何をするにしても、やはりお金がかかる部分もありますわな。やっぱりその分に対してもアザックだけやなしに、あと福祉関係の方も年に1回やっていることもお聞きしました。病院の方に聞いたら病院もやっている。企業もこの間、去年かいな、アキレスが、やったというものもあるので、やっぱりそういう支援等は、やはり必要ではないのかなと。金額が多い少ないは別として、やはりそれなりのことは、地域が一体になってやるべきではないのかなと私は思うんですけども、その点については、考えていただきたいなと思うんです。

それをするに当たっては、ただどういう形で通知をしているのか知らんけども、やはり企業とか各区、支援団体、企業団体等には、4月の年度初めに豊郷町とは、防災訓練についてはこのような形で進めていますので、何かご協力、支援等もありましたら申し出て下さいという案内文も必要かなと。出しておられるかもわからんけど、もし出しておられないなら、そういうことも必要ではないのかなと私は思います。それ、まず2点目。

3点目ですけども、河川の氾濫、うちも同じ吉田区、一級河川が3本通って

おります。災害で大水になったこともあります。そんなことで、災害の予防とか応急対策とか、災害の復旧等について計画が明記されていますが、ここには職員の動員、配備、出動応援に関することが多数書かれています。災害はしかしいつ起こるか分からないということで、災害の規模によっては職員が集まらないこともあるのではないかと思います。そういったことから考えたときに、どのように想定するかも含めて答弁を求めたいと思うんですけども、町からこれぐらいの厚い防災関係の書類を頂きました。まさに、思うように書いていました。しかし、それは全員が寄っての話かなと。万が一、何かあったときに、職員が100人近くおられるかな。皆さんそれが入ってきたと、さあ、お前はここと、あなたはここという配備をされているのは、それはそれで結構やと思うんですけども、しかし、その時、遠くから来ている方々とか、町内はすぐ自転車で来られるとか、いろんな形で出てこんな部分もあると思う。そのときに、人員の配置をするときに、やはり、急に想像もつかないことが起こる場合もあるので、やっぱりそこら辺はやはり地域の方々と初期的なことが、地域の方々とお互いに連絡を取り合いながらやっていくことが必要でないかなと、私自身は思うんですけども。

そういう緊急の場合のときに、さて全ての職員が、繰り返しじゃないけども来られるかと。例えば総務課長が、豊郷町に住んでおられるけども、例えば長浜に居たと。長浜から町に来るときに、どうやって行くんだと、そういう例もある、可能性も、これはどこの市町村もそんなことあると思うんですよ。そんなことを含めたときに、どういうふうな形で進めていくかは、やはり大事なかなと思いますので、そこら辺はやっぱり地域に密着した、区もあるし、いろんな方々がおられるので、そういうような方と初期的なことは連携してやればいいのかと思いますけども、その点については、どのように考えておられるのか、答弁を求めます。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、再質問にお答えをさせていただきます。企業なり、病院なり、福祉施設なりとの連携ということでございます。確かに必要なことだと考えております。豊郷町だけではやはり賄い切れない部分もありまして、やっぱり彦根の医師会であるとか、そういう大きな団体との協力も必要不可欠ではないかなと考えておりますので、この秋の総合防災訓練では湖東圏域として、またその

辺の企業なりとの連携も取られることになっていくと思われまますので、それをまた町に落とし込んでいきたいと思っております。

また、2点目のできることからということをございまして、いろいろ福祉施設等につきましては、個別避難計画というのを策定し、また、避難訓練等を行っていただくということにつきましては、法律で逆に言うとやらなければならないと決まっておりますので、法的にやっていただければと考えております。

あと、防災訓練への企業への協力要請とか依頼ですけれども、今までは訓練内容がコロナもありましたので各字でやるというような状況でしたので、企業にまで支援を求めるようなことはございませんでしたので、今後、先ほども申し上げたように、広域避難所の開設訓練等を行う場合には、そういうことも要請していければとは考えておりますけれども、今年度につきましては、逆に言うと、総合防災訓練の方に、主会場の方に企業さんは皆行ってしまうという部分もありますので、どこまで今年について落とし込めるかというのは、ちょっとまた研究をしていきたいと思っております。

あと、最後に職員が集まらなかつたらというような部分ですけれども、ご承知のとおり、この1月の能登半島の地震でも、やはり多くの職員が被災して、役場そのものの機能が低下しているということが現実にございました。本町におきましても、町外から通勤している職員が、もうかなりの比率になりますので、心配をしているところではございませけれども、それを抜きにしましても、通常時でも今いっぱい状態になっている状況で、災害が起これば、全員そろっていてもどこまでできるのかというのは心配する部分でございませけれども、能登でもありますように、他府県からの支援の職員の派遣を受けてということだという仕組みもございませるので、それに乗りながらやっていきたいと思っております。

いずれにしましても、自助、共助、公助ということで、公助の部分は公助の部分で、こちらもしっかりとしていきたいと思っておりますけれども、まずは自助と共助の部分、自らの命は自分で守っていただきまして、また、隣近所が助け合っていただくところを強化していただくことで、何とか災害時、生き延びていただけるようになればと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

村岸議長

再々質問。

西澤議員

いろいろと答弁、前向きの答弁、ありがとうございました。いずれにしましても、災害はいつ起こるか分からないので、やはり、総務課長が言うてはるよ

うに、能登半島も、この3日ほど前からまた地震が起こって、崩れかけたやつがまた崩れてしまうたというのがありました。そんなことも含めて、やはりこれからうちの町もそういうようなことが起こる可能性がありますので、その辺は一人ひとりが、やっぱり住民も職員もやっぱり一人ひとりが考えなければならぬと思います。

それと、再三のことですけど、やっぱり、たまたまこういうものが折り込みに入っていたさかいに、こういうこともやっぱり支援する1つの方法かなと思います。泊まれるらしいここで、聞くと。非常食、水やご飯も、次の日、朝起きてお腹が空いてたときに。そういうようなことも含めて字区だけじゃないんだけど、やっぱり各団体等がそんなことを行った場合には、やはりそれなりの支援等が必要でないかと思います。よろしく願いいたします。答弁は結構です。

**村岸議長** お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

**議 員** 異議なし。

**村岸議長** 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

**河合議員** 議長。ちょっと一言発言、許可願います。

**村岸議長** 何のですか。

**河合議員** 今回、議案書の書類は、一般質問の原稿が入っておりました。また、この自席に来たら、また同じものが置いてあります。一般質問ね。これは今後、議案書の中に入るんですか。同じものが2部あるんやけど、これは正直言って、これすら削減したら、たとえ1円でも、お金はかかるんやと思いますけども、どうですか。だって、最初に言おうと思ったんやけども、今回の議案書の中に初めて一般質問の原稿が入っていました。ここに来たら、同じようにテーブルの上に、同じ原稿が置いてありましたので、これは2部も必要ではありませんのでね。

**村岸議長** この件について、ちょっと事務局の方から説明していただきますので、すみません。

**河合議員** それと、先ほどの議員定数削減の中で、役職から個人名の実名まで公表しましたね。私は、それはいかななものかと思いますが、一遍、議長と事務局長で検討していただいて、それが正しいのかどうか検討願います。

**村岸議長** 分かりました。

**議会事務局長** 議長。

**村岸議長** はい、事務局長。

**議会事務局長** 今回の河合議員の1点目のご質問についてお答えします。

今までですと、一般質問の詳細については、議員の皆さんに事前にお渡しするという事はしていませんでした。今回から、議運が終わりましたら、その後には皆さんに配付したということです。なので、そういう形で今回変わったところでしたので、本日、以前のおりに机の上には置かせていただきました。ただ、次回からは議運が終わりましたら皆さん方に配付する観点もありますので、次回からはテーブルの上にはないということでご理解をいただきたいと思っております。

2点目については、今ほど議長がお答えしたとおりに、また、後ほど議長とはしゃべらせてもらいたいと思っております。

以上です。

**村岸議長** これで、本日は延会することに決定しました。

残る一般質問は、明日6日木曜日にいたします。

本日はこれで延会いたします。ご苦労さまでした。

議員の皆様は、これから第2会議室において全員協議会を開催いたしますので、第2会議室の方に移動願います。

(午前11時36分 延会)